

市民の不安に応える支援策を

日本共産党市議団の要望（第2次） ※要約

- ① 相談体制と医療検査体制の充実について
いつどのような形で感染が広がるか、わからないだけに不安が広がるのは当然。正しい情報をわかりやすく市民に提供することは、市の重要な任務。ホームページも含めてさらに拡充すべき。
- ② 暮らし・経済的な影響について
新型コロナ感染の関係で、休業・失業を余儀なくされ生活に困難をきたした場合の様々な支援策を打ち出すとともに、制度を知らないことで救済されないことは避けなければならない。国保の「傷病手当」の創設や、税・料金の減免や納税猶予などの市民周知を。
- ③ 子どもたちの健康と安全を確保することについて
休校が長引く中で、子どもたちの健康、学習の遅れを心配する声が寄せられている。どの子どもも安心できるよう就学援助制度の柔軟な活用など、手立てを。

市役所閉鎖にあたっての要望・質問 ※要約

- ① 各支所の業務量が増加する可能性がある。閉庁期間だけでも増員を。
- ② 中小企業支援のセーフティネット特別貸付制度の認定が停止されないよう支所で受けつけるなど先送りされないよう直ちに体制整備を。
- ③ 社会的要請の元で働き続けている医療従事者等の負担軽減、子どもたちの健康維持のためにも保育園での給食提供を。
- ④ 閉庁中の相談は、大阪のコールセンターを通して必要に応じて担当課職員につなぐとされているが、コールセンターは通常通りに機能しているのか。市民に寄り添う対応が大阪で行えるのか非常に危惧される。想定している対応は。

滋賀県内での感染確認（PCR検査で陽性）者数は、4月27日現在94人、大津市では29人で、市役所をはじめ、複数の県内事業所でクラスター（集団感染）が発生し



また大津市役所内でクラスターが発生し、大津市は業務を縮小しながら対応していましたが、さらなる感染の広がりが確認されたためとして、市役所を4月25日から5月6日まで閉鎖しています。幼稚園、小中学校の休業についても、5月7日から再開予定でしたが、5月31日まで延長されました。

党市議団は、引き続き必要支援が行き届くよう、提案・要望に取り組みいただきます。お気軽に、お困りごとやご相談をお寄せください。

新型コロナウイルスの感染拡大が世界的規模で広がり、国内外で深刻な影響を広げています。5月6日までとして、全国に緊急事態宣言が発令されていますが収束の目途は見えていない状況です。

経路が不明」という人も増加しています。全国的に「感染経路が不明」という人も増加しています。日本共産党大津市会議員団は事態の深刻さを受けて、3月3日に続き、4月17日、2回目の市長及び教育長に対する緊急申し入れを行いました（別項。詳細は市議団ホームページに掲載）。

加しています。全国的に「感染経路が不明」という人も増加しています。

感染拡大に伴い、市民のみなさんから様々な意見や心配の声寄せられています。市民の不安や心配を少しでも和らげ、生活・営業が維持できるように迅速な対応を求めました。



ニュース裏面に、支援制度、市内の状況など掲載しています

新型コロナ 新たな局面

党市議団が緊急申し入れ

日本共産党 大津市会議員団ニュース

No.204
2020年4・5月号

大津市御陵町3-1(市役所内)
TEL 528-2842 FAX 524-5613

ご意見・ご要望をお寄せください。
info@otsu-jcp.net

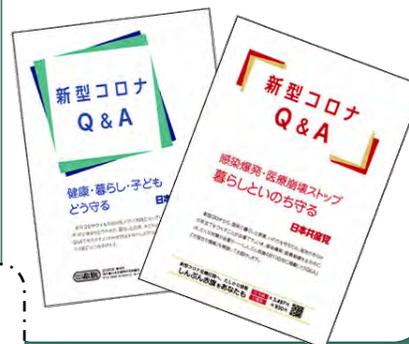


大津 共産党 検索

新型コロナ Q&A

日本共産党中央委員会
が「新型コロナ Q&A パンフレット」を発行しています。

ご入用の方は、最寄りの党事務所、議員、党員までお声がけください。



医療・福祉現場 奮闘つづく

命をまもる実効性ある体制保障を

新型コロナウイルスの感染が広がる中、医療、福祉を支えるみなさんが日々奮闘いただいています。大津市内でも現場の状況は深刻です。

最優先の手立てを

最前線・医療現場

「患者さんはすべて感染している」という覚悟で働いているという医療従事者。しかし、いまだマスクや防護服が足りません。感染者を受け入れている病院でも、一般患者への対応は、使い捨てマスクは3日に1回の交換、雨ガッパが防護服の代用にされています。カッパは動き回るとに不向きで、汗だくになるそうです。家族にうつすのでは、という不安もあります。

感染リスクが高いとされる歯科の開業医も、マスク、手袋などが不足していると、危機感を強めておられます。感染を防ぐための職員も物も不足しています。一方で、一般患者の減少、感染対応の費用が病院にかかり、ほとんどの医療機関が減収となっています。

国の責任で、早急に必要物資を調達し、医療従事者の増員、必要な費用の補填、PCR検査の拡大を行い、医療従事者と国民の命を守る手立てを尽くす時です。

社会的弱者にしわ寄せ

苦心する障害福祉現場

障害福祉事業所では、休める利用者には休んでいただき過密を避けて運営されています。衛生用品はあっても感覚過敏のある自閉症や、知的に重度な利用者などマスクができない人たちもおられ、関係者に感染者が出ないよう祈るような気持ちで毎日働いておられるとのこと。

また、利用を「自粛」されているご家庭では、支援もなくなりつつあります。日ごろからギリギリで運営している福祉現場への報酬引き上げとともに、市としての支援強化を求めています。

***** 【 お気軽にご相談ください 】 *****



杉浦とも子
090-4491-1522



岸本のり子
080-3116-3877



小島よしお
090-5058-2832



林 まり
090-5045-2490



柏木けい子
090-1919-5298



たてみち秀彦

暮らし・仕事…新型コロナ危機への支援制度

* 1人10万円給付 — どうしたらもらえるの？

全国民への一律10万円給付が決まりました。日本共産党が早くから要求し、国民からも強い要望があったものです。

外国人の方も在留期間3カ月以上で対象に。DV避難者、ホームレスの方は市役所に相談してください。(生活保護世帯では収入認定されず、保護費が差し引かれることはありません)

手続きは・・・世帯単位で申請書が郵送されます。申請書に振込先の口座番号などを記入し、本人確認書類(保険証や免許証のコピー)をつけて送れば振り込まれます。※市役所閉鎖のため、申請書の送付は、5月下旬になる予定です。



* 減収した店舗等への「持続化給付金」

対象は売上げが前年の同月に比べて、50%以上減少している事業主(フリーランスを含む)。給付上限:法人は200万円、個人事業主は100万円
→中小企業金融・給付金相談窓口:0570-783-183(9時~17時)

* 休業要請に応えた店舗に「臨時支援金」(滋賀県の制度)

4月23日~5月6日までの休業要請に応えた事業者への支援です(4月23日以前から先行して自粛されている事業者も含まれます)。県の休業要請対象施設と、営業時間短縮に応じた飲食店など食事提供施設が対象。

中小企業に一律20万円、個人事業主に一律10万円。5月11日手続き開始予定。→県の相談窓口・コールセンター:077-528-1344(平日)

* 生活維持が困難になっている方へ「生活福祉資金貸付制度」

新型コロナの影響で減収された方に、最大20万円の特例貸付があります(無利子。償還(返済)の時に、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還が免除)。

①緊急小口資金(最大20万円)、②総合支援資金(生活支援金)(1カ月最大20万円) ※世帯人数などで条件が異なります。

→大津市社会福祉協議会:077-525-9316(9~12時、13~17時)

* 水道・ガス料金、税金、国保料などの支払い猶予、減免

各種公共料金の支払いについて猶予、免除が受けられます。まずは関係機関にご相談ください。